

福祉・保健医療分野における計画改定に向けた取組について

1 経緯

目黒区基本計画の補助計画である福祉・保健医療分野の計画については、計画間での内容の重複や計画期間の不整合などの課題が生じていたことから、令和6年10月の政策執行会議において、保健医療福祉計画の再構築と計画体系の見直し、各計画期間の整理などについて考え方を定めたところである。（資料1及び2）

福祉を取り巻く地域社会の環境が大きく変化する中で、福祉の各制度や分野の枠を超えて支援がなされ、人々がつながりを持ちながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現が一層求められており、国では各種の法整備や制度改革の検討が進められている。

こうした状況を踏まえ、区民の福祉・保健医療ニーズに的確に対応するため、以下に示す各計画の改定を行う。改定にあたっては、区として一体的な福祉施策等の展開を図るため、分野横断的に検討することとする。

2 計画の位置付け及び計画期間等

（1）地域福祉保健医療計画

地域の福祉・保健医療施策を推進する基本的な考え方と共に取り組む事項を示す計画を策定する。また、社会福祉法に基づく地域福祉計画に位置付け、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画及び自殺対策計画を併記する。計画期間は、令和9年度から14年度までの6年間とする。

（2）高齢者福祉計画・介護保険事業計画

ア 高齢者福祉計画

介護保険事業計画との整合性を図り、高齢者の総合的な計画として策定する。また、老人福祉法に基づく老人福祉計画に位置づけ、地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえて作成する認知症施策推進計画を包含する。計画期間は、令和9年度から11年度までの3年間とする。

イ 介護保険事業計画

現計画は令和6年度から8年度までを期間とする第9期計画であり、計画期間の終了までに第10期計画を策定する。また、介護保険法に基づき3年を1期として介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関する事項を定める。計画期間は、令和9年度から11年度までの3年間とする。

(3) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者基本法に基づく障害者計画並びに障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画として位置付け、障害福祉施策を総合的・体系的に推進していくため、一体的に策定する。計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画については国的基本指針に基づき、令和9年度から11年度までの3年間とする。

3 計画改定に当たっての視点

(1) 地域福祉保健医療計画

区民が暮らすまちの将来を見据え、生活上の困難を抱えていても、地域の中で孤立せず、心豊かな暮らしを送れるよう、つながり支え合う地域づくりと、制度の枠を超えた支援を進めていく必要がある。福祉と保健医療を切れ目なく連携させつつ、包括的支援体制の充実を図ることを基本に、複雑な生活上の課題を抱える人への支援、総合的な権利擁護の支援等の視点を重視して取組の展開を検討する。

(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となり、高齢者単独世帯の増加等が見込まれる2040年を見据え、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められており、高齢者の社会参加の促進、総合的な認知症施策の推進、介護予防、介護・福祉人材の確保・定着・育成等の一層の取組を検討する。

(3) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて取り組むとともに、誰もが社会の一員として自分らしく充実した生活を送ることができる環境整備を推進する。また、ライフステージや障害特性に応じたきめ細かなサービス提供及び切れ目ない支援に向けて、支援体制の充実を進めていく。

4 改定の進め方

(1) 各計画改定に向けた基礎調査の実施

- ア 地域福祉に関するアンケート調査・ヒアリング（対象：団体・事業者）
- イ 第10期介護保険事業計画基礎調査・高齢者の生活に関する調査（対象：高齢者・介護者・事業者等）
- ウ 障害者計画策定に関する調査（対象：障害当事者・障害児の保護者）

(2) 地域福祉審議会等における検討

目黒区地域福祉審議会へ各計画の方向性について諮問し、答申を受けて計画に反映する。また、パブリックコメントにより広く区民意見を募集する。

※目黒区障害者自立支援協議会は、障害者計画等の策定に当たり、地域福祉審議会宛て意見書の提出を行う。

(3) E B P Mの視点

各計画の調査の結果、現行計画の事業評価、各分野の保有データ分析などの客観的な根拠に基づき、現状を把握・分析して課題を抽出し、施策及び事業の展開を検討する。

(4) 庁内検討組織

政策執行会議の下部機関である地域福祉推進担当者会議及び障害者施策担当者会議で全庁的な調整を行う。

(5) 関連計画との整合

健康めぐろ推進プラン、子ども総合計画及び住生活マスタープラン等の区の関連計画との整合を図る。

5 今後の予定

令和 7 年 7 月～11 月	各実態調査の実施
令和 8 年 7 月	地域福祉審議会答申
11 月	各計画改定素案決定、パブリックコメント
令和 9 年 2 月	各計画改定案決定
3 月	各計画改定、公表

以 上